

## [事案 2023-363] 就業不能給付金支払等請求

・令和6年7月30日 裁定打ち切り

### <事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

腰椎圧迫骨折により就業不能状態になったため、令和2年6月に契約した就業不能保険にもとづき、就業不能給付金を請求したが、約款の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由等により、就業不能給付金を支払ってほしい、また、保険会社が、約款や診断書に記載のない要素により、半年以上も就業不能給付金を支払わなかったことで精神的苦痛を受けたため、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 医師の診断書によれば、約款に記載された就業不能給付金の支払事由に合致していることは明らかである。令和4年5月以降、休職して自宅等で治療に専念している状態であり、約款の就業不能状態の定義からすれば、軽い家事および必要最小限の外出は許容されるにもかかわらず、就業不能状態に該当しないとすることは不当である。
- (2) 保険会社は、腰椎圧迫骨折の原因を再発性多発軟骨炎だとして責任開始前発病と主張しているが、加入時には寛解状態にあった再発性多発軟骨炎を就業不能状態の「直接の原因」とするのは一方的で論理の飛躍がある。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人のADL（日常生活動作）はほぼ自立しており、申立人は自ら車を運転して整形外科などを受診している。また、整形外科の担当医は、申立人に在宅療養の指示をしておらず、申立人から「痛くて仕事にならないから診断書を書いてください」と言われて診断書に追記したのであり、申立人は「在宅療養をしている」とは言えない。
- (2) 申立人の腰椎圧迫骨折はステロイド性骨粗鬆症を原因とするところ、このステロイド性骨粗鬆症は再発性多発軟骨炎の治療のための長期間のステロイド内服を原因とするものである。申立人は、責任開始日前から、再発性多発軟骨炎の治療等によりプレドニンを内服していたことから、申立人の就業不能状態は「責任開始時点以後の傷害または疾病を直接の原因」としているとは言えない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 申立人の症状が「就業不能状態」に該当するかどうかを判断するにあたっては、申立人の症状の経過、医師の診断内容等を精査する必要があるが、本件で提出された医師の診断書や回答書は、その内容に変遷があり、医師の判断理由も具体的でないことからすれば、申立人の状態が「就業不能状態」の定義に該当する状態かどうかを判断することは著しく困

難である。

- (2) これらの事情を明らかにするためには、厳密な証拠調べ手続を経る必要があるほか、医療記録を提出させた上で、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性があるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会は、厳密な証拠調べ手続を有しておらず、また、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、第三者に対する尋問手続を有していない。